

亀山市告示第227号

亀山市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月7日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域介護・福祉空間整備等補助金交付金要綱

(目的)

第1条 この告示は、国の定める地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付け老発第0529001号。以下「国実施要綱」という。）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号。以下「国交付要綱」という。）に基づき、防災・減災対策を推進するため施設の整備等をする事業者に対し亀山市地域介護・福祉空間整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、施設の利用者の安全・安心な介護サービスの享受に資することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2の規定により指定を受けた市内の指定地域密着型サービス事業者又は同法第115条の12の規定により指定を受けた市内の指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下これらを「事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国実施要綱に規定する防災・減災等市町村事業整備計画に係る防災・減災等事業支援特例交付金の交付の対象事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、国実施要綱別表に規定する対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、国交付要綱に規定する交付額の算定方法に基づき算出された額とする。

(補助事業の交付決定前着手)

第6条 補助金の交付を受けようとする者が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に補助対象事業に着手する場合には、亀山市地域介護・福祉空間整備等補助金事業事前着手承認申請書（別記様式）を提出して市長の承認を受けなければならない。

（関係書類の保管）

第7条 補助金の交付を受けた事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明確にしておくとともに、関係帳簿及び関係書類を当該補助対象事業の完了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

亀山市長 様

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

年度亀山市地域介護・福祉空間整備等補助金
事業事前着手承認申請書

このことについて、年度亀山市地域介護・福祉空間整備等補助金の交付申請を予定している下記の事業について、事業の事前着手をしたいので申請いたします。

なお、事前着手に当たっては、補助金の交付決定額が交付申請額若しくは交付申請予定額に達しない場合、又は補助金の交付決定がされない場合であっても、異議はありません。

記

- 1 補助対象施設
(種別)
(名称)
(事業費)

2 補助対象事業名 亀山市地域介護・福祉空間整備等事業

3 着手予定年月日 年 月 日

4 完了予定年月日 年 月 日

5 交付申請予定額 円

6 交付決定前着工を必要とする理由

[]

添付書類：工程表

事務担当 担当者：
電 話：
F A X：